

二次被害を防ぐために 犯罪被害者との関係構築

福岡県弁護士会 芦塚 増美

今年の秋から開設される日本司法支援センターは、被害者等の援助に関する情報及び資料を収集して整理・提供し、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等をするところとあります(総合法律支援法第30条等第1項第5号)。

被害者の援助に精通している弁護士とは、一体、何を意味するのでしょうか。

この法律の文言からすれば、犯罪被害者支援に精通している弁護士を限定して日本司法支援センターを紹介するとも読めます。はたして、多くの弁護士は犯罪被害者支援活動を行って来なかったのでしょうか。ここ数年の動きを振り返りながら検討してみます。

1990年代から犯罪被害者支援活動が充実してきました。この時期以降、犯罪被害者が従来のよりも多くの法律相談を弁護士に持ちかけるようになりました。しかし、犯罪被害者が弁護士に法律相談に行っても、加害者に財産がないから民事訴訟の意味がないと回答された等、弁護士に対する苦情が殺到します。そして、弁護士は、刑事被告者の弁護人として登場する場合があり、犯罪被害者から見ると、弁護士は、被告人の味方であるとの評価が定着してきました。弁護士の支援は犯罪被害者に役に立たないとの極端な主張が、公開のシンポジウムで公然と語られたことがあります。

このような動きは、正しいのでしょうか。私は、弁護士は、従来から犯罪被害者を担当してきたし、これからも弁護士が、犯罪被害者支援の中心となるべきであると思います。

しかし、従来から弁護士は犯罪被害者を支援してきました。交通事故について損害賠償額算定基準「赤い本」、交通事故損害額算定基準「青い本」の出版、交通事故あつせんセンターの運営が実施されていきました。これは犯罪被害者支援としての性格を有するものです。このように実は、従来から、弁護士は犯罪被害者支援活動を行っていました。

事故に起因しては、弁護士が最近の犯罪被害者支援についての動きを、あまりに知らなさ過ぎます。そして、犯罪被害者は、全その法律を把握していると思ひ法律相談に来訪しますが、弁護士は民法刑法などの基本六法の知識は豊富ですが、福祉、医療についての知識がないために、犯罪被害者のニーズに答えられない場合があります。

では、弁護士は、どのような対策をたてればよいのでしょうか。1 弁護士は、純粋に法的な支援をすることに徹することです。あまり、心理学や精神医学の知識については教養程度の知識は必要ですが、これらについて専門的な知識は不要です。犯罪被害者は、弁護士にはリ・ガルサポートを期待していません。

但し、ある程度は、犯罪被害者の心理について把握することを要します。弁護士には、いわゆる自信家が多く、犯罪被害者に説得することもあります。しかし、短時間での法律相談で犯罪被害者の抱える問題をすべて把握することは困難です。一般的に、犯罪被害者の場合、弁護士が自分の人生観で説得しないようにし、犯罪被害者の気持ちを受け、そのままだに受容すること

犯罪被害者本人が法律相談に来訪するケースは稀です。性犯罪被害者は、恐怖で生活もままならない状態です。性被害の場合には、犯罪被害者は家族を通して弁護士に相談してきました。この場合、本人以外からの相談ですが、相談に応じています。

そして、犯罪被害者本人からの相談の場合、男性弁護士で法律相談を実施したいが、最初に聞くことを勧めます。女性弁護士がいない場合には、女性の援助者が同席することが望ましいです。

また、性被害の場合には、深刻な精神的打撃を受けています。精神科への相談も勧めます。精神科への受診を直接に勧めることは控えたいです。一般的に、精神科には抵抗感があります。

(2) 犯罪の種類や犯罪被害者の生死による区分

犯罪被害者の生死によって、犯罪被害者の気持ちは大きく違ってくるので、弁護士としては気持の違いを認識すべきでしょう。

被害者治療中の犯罪被害者の場合は、後遺障害への不安など、将来への不安に包まれています。治療費の支払、入院による休業損害等、金銭面の不安が多いです。弁護士としては、福祉についての法律を駆使して犯罪被害者を支援することを要します。また、一家の動きを手を失った犯罪被害者においては、生活への不安もあり得ます。そして遺族の場合は、事件の内容を把握したい。また、加害者について事実関係を問いただしたいという希望があります。最初に遺族の生活状況をきき、よく聞いて、生活に不安のある場合は福祉を重点的に、そして、生活に不安はないが、事件の内容を把握したい、という要望があるのかを聞き取ります。遺族の場合は、犯罪被害者の死を無駄死にしたいという強い気持ちがあります。この気持

持が様々な行動に反映します。(3) 犯罪被害者の気持ちの種類の、態様による分類

犯罪被害者は、気持ちが乱れ、たまに弁護士の法律相談に来訪します。弁護士としては、ある程度犯罪被害者の気持ちを整理して把握しておくことを勧めます。

犯罪被害者の気持ちは、おおまかに分類して、事件として立件してもらいたい、事件の内容は手続を知りたい、裁判所や検察庁に行くのが不安である、法廷等で加害者に問い質したい、平穏に暮らしたい、弁償してもらいたい、弁償が不可能な場合は公的に補償してもらいたいという要望があります。弁護士は、これら犯罪被害者の要望を、ある程度、分類して把握しておく必要があります。

(4) そして、犯罪被害者のニーズに対応する法制度について

前記の犯罪被害者のニーズに対応して、様々な法制度が整備されています。

①事件として立件してもらいたいという点については、告訴期間の撤廃(刑事訴訟法)、や検察審査会の改正があります。

②事件の内容や手続を知りたいという点には、起訴又は不起訴を檢察官から犯罪被害者に通知、少年審判の結果などの通知、裁判所での優先傍聴(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)、記録の謄写(同法及び少年法)があります。

③裁判所、検察庁、警察に行くのが不安であるという点には、裁判所への付添(刑事訴訟法)、レデオリンク(同法)、遠隔(同法)があります。

④法廷等で加害者に言いたいという点には、意見陳述(刑事訴訟法)や意見聴取(少年法)があります。

⑤加害者から弁償してもらいたいという点には、民事訴訟、刑事和解(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)があります。

⑥平穏に暮らしたいという点には、ストーカー行為等の規制等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、訴状における当事者の住所の不記載、弁護士によるマスコミ対応があります。

(7) 補償(加害者からの弁償以外)してもらいたいという点には、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律、労災、ひき逃げ補償、学

校事故(日本スポーツ振興センター法)等があります。

4 世の中の動きに敏感になること

犯罪被害者支援についての法令制定の動きは急速です。様々な法令が制定され、内閣府で犯罪被害者支援が検討されています。そして、法律扶助制度や日本司法支援センターの動きも敏感になることを要します。

とくに、扶助制度が進化しつつあるので、扶助制度の進化に敏感になることが重要です。法律扶助制度を利用して、経済的利益の獲得が見込めない事例でも、積極的に介入することを要します。

内閣府では、犯罪被害者支援の動きを公開していますので、内閣府のホームページを閲覧することも重要です。

http://www.8.cao.go.jp/hanza/index.html

世の中の全ての人に犯罪被害者支援に関心を抱くようになったとき、弁護士が古い時代の法律で説明しても、市民は納得しません。そのため、様々な対策を述べましたが、完全な方法はないのです。私も、試行錯誤しながら犯罪被害者支援に従事しています。反省させられる事例は多いですが、犯罪被害者支援の方法について試行錯誤を継続する必要があります。

あるので、扶助制度が進化しつつあるので、扶助制度の進化に敏感になることが重要です。法律扶助制度を利用して、経済的利益の獲得が見込めない事例でも、積極的に介入することを要します。

内閣府では、犯罪被害者支援の動きを公開していますので、内閣府のホームページを閲覧することも重要です。

http://www.8.cao.go.jp/hanza/index.html

世の中の全ての人に犯罪被害者支援に関心を抱くようになったとき、弁護士が古い時代の法律で説明しても、市民は納得しません。そのため、様々な対策を述べましたが、完全な方法はないのです。私も、試行錯誤しながら犯罪被害者支援に従事しています。反省させられる事例は多いですが、犯罪被害者支援の方法について試行錯誤を継続する必要があります。

あるので、扶助制度が進化しつつあるので、扶助制度の進化に敏感になることが重要です。法律扶助制度を利用して、経済的利益の獲得が見込めない事例でも、積極的に介入することを要します。

内閣府では、犯罪被害者支援の動きを公開していますので、内閣府のホームページを閲覧することも重要です。

http://www.8.cao.go.jp/hanza/index.html

世の中の全ての人に犯罪被害者支援に関心を抱くようになったとき、弁護士が古い時代の法律で説明しても、市民は納得しません。そのため、様々な対策を述べましたが、完全な方法はないのです。私も、試行錯誤しながら犯罪被害者支援に従事しています。反省させられる事例は多いですが、犯罪被害者支援の方法について試行錯誤を継続する必要があります。

〈情報コーナー〉

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の施行令が一部改正されました。

故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に傷病を負い、あるいは障害が残った被害者に対して支給される犯罪被害者等給付金が、本年4月よりその施行令の一部改正により拡大されました。改正点は次のとおりです。

1 重傷病給付金の支給対象の範囲の拡大

身体に傷病を負った被害者に対し、保険診療の医療費の自己負担額が支給される重傷病給付金の支給要件と支給対象期間が次のとおりとなりました。

- (1) 重傷病の要件
 - (旧) 14日以上入院
 - (新) 3日以上入院
- (2) 支給対象期間
 - (旧) 3月
 - (新) 1年
- 2 親族間犯罪における支給制限の緩和
 - (1) 原則不支給となる親族の範囲が見直

- されました。
 - (旧) ①夫婦
 - ②直系親族
 - ③三親等内の親族
 - ④同居の親族
 - (新) ①夫婦
 - ②直系親族
 - ③兄弟姉妹
- (2) 給付金の全部を支給しない場合の特例が改正されました。
 - (旧) 給付金を支給しないことが社会通念上適当でない認められる特段の事情がある場合、3分の1支給
 - (新) ①給付金を支給しないことが社会通念上適当でない認められる特段の事情がある場合、3分の1支給
 - ②夫婦間犯罪の場合で、犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは3分の2支給